

2 千葉市水環境保全計画施策一覧

計画期間において
■ : 実施対象流域
■ : 実施対象外
□ : 実施未定流域 ○ : R4年度実施あり

事業ID	取組 みの 柱	施策・事業名	事業内容	実績	都 上	都 中	都 下	支 川	坂 月	葭 上	鹿 上	鹿 下	花 上	花 下	村 田	浜 田	草 野	浜 野	生 実	千 葉 港	い な げ	事業ID	所管課			
いろいろな水辺の生き物の保全																										
1	多 自 然 川 づ く り	多自然川づくりの推進	治水面での安全性を確保しつつ、河川内の環境変化など河川本来の営みを利用しながら、多様な生物が棲める川づくりを進めます。	R4		○							○										1	県・河川整備課		
2			環境に配慮した護岸の整備、河道の連続性の確保に努めるなど、多様な生物が棲める川づくりを推進するとともに、地域との合意形成を図ります。	R4	○																			2	雨水対策課	
3		多自然護岸の整備（農業農村整備事業）	農業排水路の改修、整備にあたっては、生物が生息・生育しやすい環境に配慮した護岸の整備を行います。	R4																				3	県・農業事務所	
4	水 辺 の 自 然 の 保 全 ・ 再 生	ホテルの生息地の保護	谷津田等ホテルの生息地において活動団体と協力しながら、適切な草刈や水管理を行い、ホテルの生息できる環境保全に努めます。	R4		○			○		○	○			○								4	環境保全課		
5		河川・湿地・斜面林等の小生物の生息空間の保護	谷津田等、アカガエルやトンボなど小生物の生息地となる環境の保全を推進します。	R4	○	○		○	○	○	○	○	○		○					○			5	環境保全課		
6		既設公園の再整備による小生物の生息空間の保護	既設公園を再整備する際に、小生物が生息できる水辺空間を確保するなど、水辺の生き物に配慮した公園づくりを進めます。	R4																			6	公園管理課		
7		緑のネットワーク化	公園緑地等を有機的に連携させる自然歩道、緑道、サイクリングコース等を整備し、動植物の移動経路等となるエコロジカルなネットワークの整備・保全を推進します。	R4																			7	緑政課		
8	貴 重 な 動 植 物 の 保 護	生き物ふれあい意識の醸成・啓発（ふれあい自然観察会等）	自然観察会等を開催し、生き物とのふれあい意識の醸成・啓発を図ります。	R4		○									○						○	○	8	環境保全課		
9		谷津田の自然体験教室の開催	谷津田・里山等において、自然環境の保全・再生、動植物・水環境等の調査研究、自然観察等の自然保護活動を実践するボランティアを育成する講座を開催します。	R4		○			○		○	○											9	環境保全課		
10		水生生物調査の実施	各水系における魚類、底生生物及び植物の生息状況を調査し、経年変化を分析、評価します。	R4																		○	○	10	環境保全課	
11		地域生態系の保全・再生	コアジサシの営巣地にロープ柵を設置するなど保護に努めるとともに、飛来実態調査を行います。また、特定外来生物が確認された場合は、関係機関と連携し対応を図ります。	R4	○	○	○	○	○		○	○	○			○	○		○			○	○	11	環境保全課	
親しみのもてる水辺の創出																										
12	人 と 水 辺 と の ふ れ あ い	親水施設の整備（坂月川改修事業等）	河川において、管理用通路を利用した散策道や水辺に降りられる階段など、水に親しむことのできる施設を整備します。	R4					○														12	総合治水課		
13		川辺の市民利用の推進（身近な水辺モデル事業）	坂月川ピオトープにおいて、ボランティア団体による草刈や水域管理等の維持管理、自然観察・普及啓発活動等を行うと共に、ピオトープを再整備し、市民による利用を促進します。	R4					○														13	環境保全課		
14		水環境施設維持管理事業（大池・杉山地区）	河川・ため池等の農業水利施設を活用して、親水水路、園路、東屋等を設置し、市民に憩いの場を提供すると共に、整備した施設の維持管理を行います。	R4							○								○				14	農政課		
15		調整池の公園的整備（水辺再生事業）	水生生物や動植物に良好な生息・生育環境を提供している調整池を、市民が親しめる場となるように再整備します。	R4																			15	総合治水課		
16		こてはし台調整池の維持管理（水辺再生事業）	多自然型修景施設として整備した「こてはし台調整池」の草刈・清掃等維持管理を地元と行政の協働で行います。	R4									○										16	下水道維持課		
17		水辺における自然観察会など環境学習活動の充実	河川等の水辺における自然観察会・調査など環境学習活動を充実させ、水辺に対する意識の醸成を図ります。	R4																			○	17	環境保全課	
18		普及啓発活動の推進（パンフレット・マップ等）	水辺の生き物や水質・水環境に関わる活動団体等に関する情報をHPIに掲載するほか、印刷物等を作成・配布し、普及啓発活動に努めます。	R4	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	18	環境保全課	
19		いずみグリーンビレッジ市民参加促進事業	いずみグリーンビレッジ構想への市民参加を促します。	R4								○												19	農政課	
20		市民による湧水保全活動等への支援	市民と協働により、湧水の保全を図るため、谷津田保全区域内において、森林保全や水系の保全活動に取り組んでいる市民団体等へ支援を行います。	R4		○					○	○			○									20	環境保全課	
21		水環境に係る情報の発信・調査研究	水環境に関わる情報の収集に努めるとともに、情報発信・調査研究を進めていきます。	R4	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	21	環境保全課	
115		稲毛海浜公園ヨットハーバー周辺の浚渫	親しみやすい水辺の創出のため、稲毛海浜公園ヨットハーバー周辺の浚渫を行います。	R4																			○	115	中央・美浜公園緑地事務所	
123	花 見 川 サイ クリ ング コ ー ス の 維 持 管 理	花見川沿いのサイクリングコースの維持管理をより一層充実させます。	R4																			○	123	中央・美浜公園緑地事務所		
124		花見川沿いのサイクリングコースの維持管理をより一層充実させます。	R4										○	○										124	花見川・稲毛公園緑地事務所	
22	良 好 な 景 観	河川等環境の保全	都川、花見川、鹿島川、村田川、浜田川の河川景観を良好に保つため、堤防除草を実施します。	R4		○	○	○					○	○		○		○					22	県・土木事務所		
23			排水路施設の草刈や清掃等、維持管理を行い、水辺の景観を良好に保ちます。	R4	○						○					○	○							23	下水道維持課	
24			生実川（二級河川及び準用河川）、坂月川、支川都川の4河川の草刈を実施し、良好な水辺景観を保ちます。	R4				○	○											○				24	総合治水課	
25		調整池の環境保全	都川多目的遊水地の整備を行い、親しみのもてる水辺空間の創出を図ります。	R4		○																		25	県・河川整備課	
26			調整池の草刈や清掃等、維持管理を行い、水辺の景観を良好に保ちます。	R4							○	○												26	下水道維持課	
29		プレジャーボート等の不法係留対策	不法係留船の実態調査※、船舶所有者に対する指導を行い、プレジャーボート等の係留保管の適正化を進めます。（※R2年度のみ実施）	R4													○							29	県・河川環境課	
30		千葉港港湾環境の整備・管理（千葉ポートパーク）	千葉ポートパークにおいて、草刈・清掃等を実施し、親しみの持てる水辺の景観保全に取り組みます。	R4																			○	30	県・港湾課	
31		千葉港海岸環境の整備・管理（検見川の浜）	検見川の浜において、草刈・清掃等を実施し、親しみの持てる水辺の景観保全に取り組みます。	R4																			○	31	県・港湾課	
32		人工海浜（いなげの浜）の養浜	いなげの浜の養浜を行い、市民が利用できる海辺を確保し、良好な海辺景観の保全に取り組みます。	R4																				32	中央・美浜公園緑地事務所	
33		人工海浜の地形調査	いなげの浜の地形調査を行い、堤防の機能能力や養浜砂の移動状況の把握等を行い、人工海浜の良好な保全に努めます。	R4																				○	33	中央・美浜公園緑地事務所
34		河川環境保全アダプトプログラム	河川の一定区間について、地域ボランティア団体を里親として認定し、維持管理や清掃美化を住民と行政が協働連携して実施します。	R4	○								○		○										34	県・土木事務所
35		水辺サポーターによる活動	水辺サポーターを核とした地域住民による清掃活動や水質状況および水辺に生息・生育する生き物の観察等の実施、生活排水対策の重要性について啓発を通して水辺の美化に努めます。	R4	○	○		○	○					○									○	35	環境保全課	
122		加曽利貝塚史跡整備事業	加曽利貝塚の史跡整備に当たり、縄文時代の景観の再現及び湧水地等における水環境の保全・再生を図るため、史跡周辺の自然を含めた一体的な環境の保存に取り組みます。	R4						○														122	文化財課	

2 千葉市水環境保全計画施策一覧

計画期間において
■:実施対象流域
□:実施未定流域
○: R4年度実施あり

事業ID	取組 みの 柱	施策・事業名	事業内容	実績	都 上	都 中	都 下	支 川	坂 月	葭 上	鹿 上	鹿 下	花 上	花 下	村 田	浜 田	草 野	浜 野	生 実	千 葉 港	い な げ	事業ID	所管課		
ゆたかな流れ(水量)の確保																									
36	水 源 か ん 養 域 の 保 全 ・ 再 生	森林の育成・保全(優良森林整備事業)	千葉市森林整備計画に基づき、民有林を対象とした枝打ち、間伐林内の整備等を行い、森林の育成・保全を図ります。	R4	○						○	○	○		○								36	農業経営支援課	
37		市民参加による森づくり(里山の保全推進事業)	市民の身近な自然である里山を保全するため「里山地区」を指定し、森林所有者や森林ボランティア等市民団体と協力して、市民参加による森林整備を推進します。	R4							○	○			○								37	農業経営支援課	
38		森林ボランティア技術研修	「森林ボランティア技術研修会」を開催し、市内の森林整備を行う、森林ボランティアを育成します。	R4								○												38	農業経営支援課
39		近郊緑地特別保全地区・保全区域の保全	首都圏近郊緑地保全法に基づき、優れた自然環境を有する「東千葉近郊緑地保全区域及び特別保全地区」を保全していきます。	R4	○			○																39	公園管理課
40		特別緑地保全地区の指定・保全	都市緑地法に基づき、市街地及び周辺の樹林地、草地、水辺等が一体となった自然環境を「特別緑地保全地区」に指定し、行為規制を行うことで、環境を保全します。	R4			○	○	○	○			○							○	○			40	公園管理課
41		保存樹木・樹林の指定・保全	民有地に存する樹容等優れた樹木や樹林を「保存樹木」「保存樹林」に指定し、水源涵養機能を有する樹林の確保、美観風致保全を図ります。	R4	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		41	公園管理課
42		市民緑地の整備・維持管理(街山づくり)	市民主体で民有樹林地の維持管理を行う「市民緑地」を設置し、枯損木の整理、草刈、清掃等、維持管理を行い、良好な樹林地を保ちます。	R4		○	○	○	○	○		○	○					○		○				42	公園管理課
43		市民の森の整備・市民協働による維持管理	市民に開放できる民有樹林である「市民の森」を設置し、枯損木の整理、草刈、清掃等、維持管理を行い、良好な樹林地を保ちます。	R4		○	○	○	○	○			○							○	○			43	公園管理課
44		農地の保全	千葉市農業基本計画に基づき、水源涵養機能をもつ農地の保全を図ります。	R4	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			44	農地活用推進課
45		湧水の保全	市内に存する湧水の水量・水質等調査し、存続状況の確認を行います。	R4		○			○				○			○								45	環境保全課
46	谷津田の保全	協定区域の拡大を図るとともに、谷津田における田畑、用水路の利用を推進し、谷津田周辺の斜面林及び湧水・湿地の保全を図ります。	R4	○	○		○	○	○	○	○	○	○		○					○			46	環境保全課	
47	か ん 養 機 能 の 確 保	下水道雨水貯留浸透事業	雨水浸透ます・トレンチ等の設置、雨水貯留管等の整備を推進し、雨水流出量の抑制を図ります。	R4						○											○		47	総合治水課	
49		開発行為に伴う雨水流出抑制の指導	開発行為に伴う下水排水施設に係る指導・協議・検査を行い、雨水流出の抑制を進めます。	R4	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○		49	下水道営業課
50		雨水貯留・浸透施設設置補助事業	雨水の流出を抑制するために、宅地内に雨水貯留槽や浸透ますを設置する際の費用の一部を補助します。	R4	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		50	下水道営業課
51		「雨水の貯留及び浸透に関する指針」に関連する事業の推進	「雨水の貯留および浸透に関する指針」に基づき、庁内関係各課で実施する事業において、貯留・浸透施設の設置を促進します。	R4	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		51	総合治水課
53		透水性舗装等の整備推進	道路の維持及び修繕等において、透水性舗装の整備を積極的に行います。	R4					○		○		○	○						○	○		○	53	土木保全課
54			道路の新設において、透水性舗装の整備を積極的に行います。	R4				○	○			○												54	道路建設課
55			街路の新設・修繕において、透水性舗装の整備を積極的に行います。	R4													○					○	○	55	街路建設課
57		都市緑地の整備	緑地や緑道を企画・整備し、都市における涵養機能の保持に努めます。	R4																				57	公園管理課
58			環境保全、防災、都市景観形成などにおいて重要な役割を果たす都市緑地の整備を進めます。	R4																				58	公園建設課
59		開発行為等に関する緑化指導	事業者が一定規模の宅地造成や工場、事業所等を建築する際に敷地内で緑地を確保するよう協議し、民有地緑化を推進します。	R4	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	59	緑政課
60		公共公益施設の緑化推進	学校、道路等、公共施設等を設置・再整備する際に、「千葉市公共施設等緑化推進要綱」に基づき、緑地を確保するよう、関係部署と協議し、緑化を推進します。	R4	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	60	緑政課
61		道路緑化の推進	道路を新設する際に、街路樹を植栽したり、植樹帯を設けることで、雨水を蓄えたり、地下浸透の確保に努めます。	R4																				61	道路建設課
62			街路を新設する際に、街路樹を植栽したり、植樹帯を設けることで、雨水を蓄えたり、地下浸透の確保に努めます。	R4																			○	62	街路建設課
64		都市公園(基幹公園、歴史公園等)の整備	特色ある近隣公園や特殊公園を企画・整備し、都市における涵養機能の保持に努めます。	R4																				64	緑政課
65			身近な公園や大規模公園等の新たな整備及び改良を行い、都市における涵養機能の保持に努めます。	R4		○																		65	公園建設課
66		都市公園、緑地等の維持管理	都市公園や街路樹等の維持管理を行い、かん養機能の保持に努めます。	R4	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	66	公園管理課
67		墓地公園の整備	墓地公園を整備し、地下水かん養機能の確保に努めます。	R4	○	○																		67	生活衛生課
69	地 下 水 の 適 正 な 利 用	法令等に基づく揚水施設の許可	建築物用地下水の採取の規制に関する法律、工業用水法(平成27年度から)、千葉市環境保全条例に基づき、地盤沈下を防止するために、地下水採取の規制を行います。	R4	○	○					○	○	○		○				○				69	環境規制課	
70		許可井戸(一定規模以上)の地下水採取量の把握	千葉市環境保全条例に基づき、地下水採取許可を受けた事業者から、年間の地下水採取量の実績報告書を提出してもらい、地下水採取量の把握を行います。	R4	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		70	環境規制課
71		観測井による地下水位及び地盤沈下の常時監視	市内に設置した観測井の地下水位等を継続的に観測し、その変動量を把握します。	R4			○				○		○	○					○		○	○		71	環境規制課
72		水準測量等による地盤沈下の把握	市内に水準点を設置し、定期的に水準点の高さを測量し、地下水位等の地盤の変動を把握します。	R4	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		72	環境規制課
73		非常用井戸及び耐震性貯水槽付井戸の維持管理	市が設置する非常井戸、耐震性貯水槽付井戸について定期点検等を行い、適正な維持管理に努めます。	R4	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	73	防災対策課
74		水道事業	揚水施設許可事項を遵守し、揚水量を制限します。	R4								○	○			○								74	水道事業事務所
75		北総中央用水土地改良事業の推進	利根川の水を農業用に活用することで、安定的な用水補給と地下水からの水源依存の転換を図ります。	R4								○	○											75	農政課 農業生産振興課

2 千葉市水環境保全計画施策一覧

計画期間において
:実施対象流域
:実施対象外
:実施未定流域 ○: R4年度実施あり

事業ID	取組 みの 柱	施策・事業名	事業内容	実績	都	都	都	支	坂	葭	鹿	鹿	花	花	村	浜	草	浜	生	千	い	事業ID	所管課	
					上	中	下	川	月	上	上	下	下	田	田	野	野	実	葉	な	げ			
きれいな水(水質)の維持																								
76	発生 負 荷 の 抑 制	水質保全施策の推進(条例・協定等)	水質汚濁防止法及び関係法令等の適切な運用、環境の保全に関する協定締結工場に対する指導を行い、工場・事業場からの排水による汚濁負荷量の抑制に取り組みます。	R4	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	76	県・水質保全課	
77		工場・事業場排水等の適正処理の指導	水質汚濁防止法等に基づき特定事業場の立入検査を実施し、規制基準の遵守状況を確認します。	R4	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	77	環境規制課	
79		生活排水対策(公共下水道の整備)	公共下水道の普及促進のため、公共下水道事業の企画及び基本計画の取りまとめを行います。	R4						○			○	○		○	○	○	○	○		79	下水道経営課	
80			公共下水道事業に係る管渠の新設及び再構築工事を実施します。	R4						○			○	○		○	○	○	○	○		80	下水道整備課	
82			汚水を浄化する下水処理場、汚水や雨水を汲み上げるポンプ場の新設及び老朽化した施設の更新を行い、公共用水域の水質保全と雨天時の浸水被害の軽減を図ります。	R4		○	○	○								○					○		82	下水道施設建設課
83			下水道整備済み地区の下水道への接続の推進	下水道整備済み地区において、未接続者への接続指導を行い、下水道への接続を促進します。	R4	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	83	下水道営業課
85		流域下水道の整備及び事業の推進	複数の市町村の下水を効果的に一括処理するため、流域下水幹線管渠及び終末処理場の建設・管理を行います。	R4																		○	85	県・下水道課
86		生活排水対策(合併処理浄化槽設置助成事業の推進)	合併処理浄化槽の設置促進を行い、単独処理浄化槽及び汲み取り便槽からの転換を図ります。	R4	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			86	収集業務課
87		生活排水対策(農業集落排水施設の維持管理)	農業集落排水施設の維持管理を行います。	R4								○	○										87	下水道整備課
88		環境保全型農業の推進	土壌診断を実施し、農地において適切な施肥管理を行うことで、農地から排水される水質の適正化に努めます。	R4	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	88	農業生産振興課
89		畜産環境対策の推進	家畜排泄物の適正な管理・処理、堆肥の有効利用推進のため、関係機関との連携強化、農家への巡回・指導、排せつ物管理状況等の調査、堆肥の生産・利用促進に取り組みます。	R4								○	○	○		○							89	県・農業事務所
90			家畜排泄物の適正な管理・処理のため、農家への巡回・指導、排せつ物管理状況等の調査、堆肥の生産、利用促進を行います。	R4								○	○	○		○							90	農業生産振興課
91		ゴルフ場における農薬使用の削減指導	ゴルフ場周辺の公共用水域における水質汚濁を未然に防止するため、ゴルフ場から排出される水に含まれる農薬の使用量調査を実施します。	R4																			91	環境規制課
92		公共用水域の水質測定	水質汚濁防止法に基づき、千葉県が策定する水質測定計画を基本とする、市内公共用水域の水質測定を実施します。	R4	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	92	環境規制課
93		水質パトロール	白濁水など異常水質に関する住民からの通報等により、市内水質パトロールを行い、原因究明・対処することで、きれいな水の維持に努めます。	R4	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	93	環境規制課
94	地下 水 質 の 保 全	法令等に基づく有害物質等に係る地下浸透の禁止	水質汚濁防止法等に基づき、有害物質等による地下水の汚染を防止するため、対象有害物質等を使用する事業者に対し、指導を行います。	R4	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	94	環境規制課	
95		産業廃棄物の適正処理の指導	産業廃棄物の不適正処理を未然に防止するため、職員や委託による監視パトロールを実施するほか、不法投棄の多発する地点に監視カメラを設置します。	R4	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	95	産業廃棄物指導課	
96		埋立土砂の安全管理の指導	汚染土壌の埋立てを未然に防止することにより、地下水汚染及び水質汚濁の防止を図るため、事業者への土砂汚染状況分析実施等の指導、定期的な立入検査、パトロール等を実施します。	R4	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	96	産業廃棄物指導課	
97		汚染原因者への処理対策等の実施の指導	地下水の汚染を生じさせた事業者に対し、適正な指導を行い、汚染された地下水の浄化を進めます。	R4														○				97	環境規制課	
98		工場跡地等の土壌調査・汚染土壌対策の実施の指導	土壌汚染対策法及び千葉県土壌汚染対策指導要綱に基づき、工場跡地等の土地所有者及び事業者に対し、土壌調査の実施及び土壌汚染対策の実施について指導します。	R4								○		○						○	○	98	環境規制課	
99		汚染地下水の浄化の推進	地下水汚染が確認された地区において浄化施設を5基設置し、地下水浄化を実施しました。地下水の濃度状況を踏まえ、自然浄化に移行しており、モニタリングにより濃度推移を確認していきます。	R4							○			○				○					99	環境規制課
100		上水道配水管布設補助事業の推進	「地下水汚染に係る上水道配水管布設事業補助金交付要綱」に基づき、地下水汚染が生じた井戸を所有する世帯に対し、上水道布設費を補助し、安全な飲用水を確保します。	R4																			100	環境規制課
101		浄水器設置費補助事業の推進	「地下水汚染に係る浄水器設置補助金交付要綱」に基づき、飲用水の汚染が確認された井戸を所有する世帯の市民に対し、浄水器設置費を補助し安全な飲用水の確保します。	R4	○							○	○	○						○			101	環境規制課
102		井戸水の飲用に係る適正な指導・助言	飲用に適さない水を飲用していることが判明した場合は、健康被害発生防止の観点から利用者に対し、適切な指導・助言を実施します。	R4	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	102	環境衛生課
103		地下水質調査による汚染状況の把握	水質汚濁防止法等に基づき、地下水質調査を実施し、地下水の水質監視を行います。	R4	○	○	○		○	○	○	○	○	○			○	○	○		○		103	環境規制課
104		災害用井戸の水質検査	市が設置する非常井戸、耐震性貯水槽付井戸について井戸水の水質検査を実施し、非常時の飲料水・生活用水を確保します。	R4	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	104	防災対策課
105	河 川 の 浄 化	河川の浚渫、ゴミの除去	都川、花見川、鹿島川、村田川の随時浚渫を行うほか、清掃を実施し景観向上や河川浄化に努めます。	R4			○	○	○		○	○	○	○	○			○	○			105	県・土木事務所	
106			生実川、坂月川について堆積土量により随時浚渫を行うほか、地域住民と協同し、河川清掃を実施します。	R4																	○		106	総合治水課
107		水路の浚渫、ゴミの除去	水路の底泥(ヘドロ)を浚渫することにより、水質の改善を図るとともに、水生生物が生きやすい環境の創出を図ります。	R4	○																○		107	下水道維持課
108		生活排水対策(浄化施設の維持管理)	河川水質改善のため、都川中流に設置した浄化施設を、河川水質改善の効果を見極めながら継続的に稼働調整して行きます。	R4																			108	県・土木事務所
110		東京湾総量削減計画の推進	東京湾沿岸の自治体と協力して、東京湾の水質環境基準の達成・維持のため、東京湾総量削減計画に基づき、富栄養化対策等、各種施策を推進します。	R4	○	○	○	○	○	○				○	○	○	○	○	○	○	○	○	110	県・水質保全課
111			東京湾の水質環境基準の達成・維持のため、東京湾総量削減計画に基づき、総量規制基準遵守状況の確認、総量規制基準遵守の周知・対応指導を行います。	R4			○	○	○	○				○		○		○	○	○	○	○	111	環境規制課

2 千葉市水環境保全計画施策一覧

計画期間において
 :実施対象流域
 :実施対象外
 :実施未定流域
○ : R4年度実施あり

事業ID	取組 みの 柱	施策・事業名	事業内容	実績	都	都	都	支	坂	葭	鹿	鹿	花	花	村	浜	草	浜	生	千	い	事業ID	所管課		
					上	中	下	川	月	上	上	下	上	下	田	田	野	野	実	葉	な			げ	
112	海 域 の 浄 化	都川河口、都川、葭川の浚渫	都川河口、都川、葭川の底泥（ヘドロ）を浚渫することにより、河川浄化に努めます。	R4																		112	県・土木事務所		
113		流入河川及び水路の浚渫	海域に流入する河川の底泥（ヘドロ）を浚渫することにより、水質浄化を図ります。	R4																		113	県・土木事務所		
114			海域に流入する水路の底泥（ヘドロ）を浚渫することにより、水質浄化を図ります。	R4																			114	下水道維持課	
116		千葉港の浚渫・油濁対策事業	船舶から排水されるバラスト水、またはビルジ（船底にたまった油性混合物）による油濁を防止し、事故発生等の際には適切に処理します。	R4																	○	○	116	県・港湾課	
117		下水の高度処理の推進	東京湾流域別下水道整備総合計画に基づき、浄化処理場からの処理水に含まれる窒素・りんの除去が図れる浄化センターの高度処理施設の増設等を進めます。	R4																			117	下水道経営課	
118 119 120		周辺自治体との連携（東京湾岸自治体環境保全会議、九都県市首脳会議水質改善専門部会、東京湾再生推進会議）	東京湾環境一斉調査を中心とした調査研究、環境保全に関する各種イベントの開催を通して、東京湾流域の自治体住民の意識啓発を行い、東京湾の水質改善の一助とします。	R4																		○	○	118 119 120	環境規制課
121		河道掘削	河道断面確保のための河道掘削を行います。	R4																				121	県・土木事務所